

平成30年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成30年3月策定

秋 田 市

目 次

第 1 章 ごみ処理実施計画

1	実施期間	1
2	ごみの種類および排出量見込み	1
3	ごみの分別区分による処理方法	
	(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	1
	(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	2
4	ごみ減量施策等	
	(1) ごみの排出抑制・分別の啓発	
	ア 家庭系ごみ減量・分別啓発事業	2
	イ 事業系ごみ減量・分別啓発事業	2
	ウ 生ごみ減量促進事業	2
	エ ごみ減量コラム掲載事業	2
	オ ごみ減量アクション開催	2
	カ 家庭ごみ処理手数料の徴収	3
	(2) ごみの再資源化の推進	
	ア 生ごみ堆肥化容器購入補助	3
	イ 資源集団回収推進事業	3
	ウ 古紙ステーション回収システム	3
	エ 使用済み小型家電の拠点回収	3
	オ 再生利用の推進	3
	(3) その他のごみ関連施策	
	ア 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置	3
	イ ボランティア袋の交付	3
	ウ ごみ集積所設置費補助事業	3
	エ 粗大ごみ戸別収集事業	3
	オ 一般廃棄物処理施設整備基金積立金	3
	カ ごみ集積所巡回事業	3
5	収集・運搬計画	
	(1) 収集区域の範囲	4
	(2) 収集方法等	
	ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	4
	イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	5
	ウ 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日	5
	エ 本市で収集・処理しないごみ	6

6	中間処理計画	
(1)	溶融処理	6
(2)	破碎・資源化処理	6
(3)	資源化処理	7
(4)	水銀含有ごみ分別保管施設	7
(5)	資源化処理（民間施設）	7
7	最終処分計画	7
8	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）	7
	（参考）ごみ処理計画フロー図	8

第2章 生活排水処理実施計画

1	実施期間	9
2	し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み	9
3	し尿・浄化槽汚泥の処理方法	9
4	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
(1)	適正処理の推進	9
(2)	浄化槽設置の促進	9
5	収集・運搬計画	
(1)	収集区域の範囲	9
(2)	収集方法	9
(3)	中間処理計画	10
	（参考）生活排水処理計画人口	10

平成30年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画で定める事項の実施のために必要な事業について定める法定計画である。

第1章 ごみ処理実施計画

1 実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 ごみの種類および排出量見込み

種 類	排 出 量		合 計
家 庭 ご み	57,311t/年	157t/日	123,122t/年
事 業 ご み	40,559t/年	111t/日	
粗 大 ご み	3,084t/年	8t/日	
資 源 化 物	16,907t/年	46t/日	
水 銀 含 有 ご み	15t/年	0.01t/日	

3 ごみの分別区分による処理方法

(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬 主 体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	市	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ	市	市	破碎・溶融 選別（資源化）	市	埋立
資 源 化 物	金属類	市	市	破碎・選別	—
	空きびん 空き缶 ペットボトル 缶・スプレー缶	市	市	選別・圧縮 ・梱包	—
	使用済み 乾電池	市	市	選別・梱包	—
	使用済み 小型家電	市	認定事業者	破碎・選別	—
	古 紙	協同組合秋田古 紙回収協会	資源化事業者	選別・梱包	—
水銀含有ごみ	市	市	選別・梱包 (水銀回収)	—	—

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分		収集運搬 主 体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業ごみ		許可業者 資源化事業者 排 出 者	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ			市	破碎・溶融 選別（資源化）	市	埋立
資 源 化	金 属 類		市	破碎・選別	—	—
	空きびん 空き缶 ペットボトル		市	選別・圧縮 ・梱包	—	—
	古 紙		資源化事業者	選別・梱包	—	—
物	再生利用向け 食品系廃棄物	再生輸送業者	再生活用業者	堆肥化 バイオガス化	—	—

4 ごみ減量施策等

(1) ごみの発生抑制・分別の啓発

ア 家庭ごみ減量・分別啓発

ごみ減量につながる取組を促し、適正な排出方法を周知するため、ごみ減量キャンペーン・説明会等を開催するほか、レジ袋削減への取組等の啓発を行う。

イ 事業系ごみ減量・分別啓発

多量排出事業者等に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書を基に、ごみの減量・分別について訪問指導を実施するほか、ごみ減量等への取組に優れた事業者に対し優良事業者表彰を行う。

また、「一般廃棄物減量啓発チラシ」を市内事業者へ配布する。

ウ 生ごみ減量促進

(ア) 生ごみの水切りを促進するため、ごみ排出量が最も多くなる8月を「オールあきた水切り月間」とし、のぼり旗や懸垂幕の設置等を行う。

(イ) (新) 余りやすい食材を使ったレシピや食品を無駄にしないための冷蔵庫の整理術などを掲載したパンフレットを配布するほか、講演会を開催し、食品ロス削減の意識啓発を行う。

(ウ) 環境学習で総合環境センターを訪れる市内小学4年生に、食べきり啓発箸箱セットを配布し、児童およびその家族への食品ロス削減の意識啓発を行う。

(エ) 「食べきりアイデアレシピ集」の配布や「食べきりアイデアカフェ」の開催により食品ロス削減の意識啓発を行う。

エ ごみ減量コラムの掲載

全戸配布冊子へのコラム掲載等、多様な媒体を活用し、ごみ減量についての啓発を行う。

オ 「ごみ減量アクション」開催

3Rの取組を体験できる講座を開催し、ごみ減量・適正分別の周知を行う。

カ 家庭系ごみの有料化

ごみ集積所に排出される家庭ごみの処理に係る手数料を徴収することにより、経済的動機付けによるごみの減量・分別の促進を図る。

(2) ごみの再資源化の推進

ア 生ごみ堆肥化容器購入補助

家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくりを推進するため、家庭から排出される生ごみを堆肥化する容器(コンポスター)の購入費を補助するほか、生ごみ堆肥化講座を開催する。

イ 資源集団回収の推進

ごみの再資源化を推進するため、地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する集団回収の実施団体および回収業者に対し奨励金を交付する。

ウ 古紙ステーション回収システム

ごみの再資源化を推進するため、民間事業者が実施する古紙のステーション回収を支援する。

エ 使用済み小型家電の拠点回収

小型家電に含まれるレアメタルをはじめとした有用金属の再資源化を図るため、市関連施設やスーパー等に小型家電回収ボックスを設置する。

オ 再生利用の推進

生ごみ等の再生利用を推進するため、排出事業者に民間施設への排出を呼びかける。

(3) その他のごみ関連施策

ア 家庭ごみに係る処理手数料の負担軽減措置

負担軽減措置として、腹膜透析実施者やおむつを資源化物用指定ごみ袋で排出することに抵抗がある方に、年1回の申請により家庭ごみ用有料指定袋を交付する。

イ ボランティア袋の交付

環境美化を推進するため、ごみ集積所の清掃やボランティア清掃を行う町内会等に対し、ボランティア袋を交付する。

ウ ごみ集積所設置費補助

町内会等の経費負担を軽減するとともに、ごみ集積所の美化を推進するため、ごみ集積所の設置や修繕、被せネット購入費等を補助する。

エ 粗大ごみの戸別有料収集

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保するため、粗大ごみの戸別有料収集を行う。

オ 一般廃棄物処理施設整備基金積立金

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入総額に相当する額のおおむね2分の1の額を処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てるための基金に積立てる。

カ ごみ集積所の巡回

不適正排出をはじめとしたごみ集積所に関する様々な問題に対処するため、パトロールを実施するとともに、啓発・改善指導を行う。

5 収集・運搬計画

(1) 収集区域の範囲

秋田市全域

(2) 収集方法等

ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分別区分	排出方法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量
家庭ごみ	有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託51台	57,311
粗大ごみ(注3)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による戸別 有料収集	委託3台	447
資源 物 化	空きびん ガス・スプレー缶 空き缶 使用済み乾電池 ペットボトル	プラスチック製回収箱 プラスチック製回収箱 資源化物用指定ごみ袋 透明の小袋および資源 化物用指定ごみ袋 資源化物用指定ごみ袋	委託13台	2,258 5 987 10
	古紙 (新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結束		協同組合 秋田古紙 回収協会 13台
	金属類	資源化物用指定ごみ袋	委託51台	464
	使用済み小型家電	小型家電専用回収箱	直営4台	11
	水銀含有ごみ (蛍光管、水銀体温計・温度計・血圧計)	品目ごとに購入時の箱等に入れた後、透明袋	委託13台	15
市民の責務等	<p>家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。</p> <p>家庭ごみ、資源化物および水銀含有ごみは収集日の午前6時から午前8時まで決められたごみ集積所に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。</p> <p>粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙を貼付し、収集日の午前9時まで指定された場所へ出すこと。</p> <p>引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。</p> <p>市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理すること。</p>			

注1…有料対象外となる刈草・落葉、おむつは、資源化物用指定袋を使用することができる。注2…1/1(火)～1/3(木)を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

注3…収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品等）は、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

注4…12/28(金)～1/3(木)を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

注5…回収日時は、各施設の開館時間内による。

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）（単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量	
事業ごみ	半透明 ^(注1) の袋又は無色透明 ^(注2) の袋	排出者が自ら運搬又は許可業者が戸別収集	20社103台	40,559	
粗大ごみ	—			2,638	
資源化物	空きびん			プラスチック製回収箱	517
	空き缶			無色透明の袋 ^(注2)	58
	ペットボトル			無色透明の袋 ^(注2)	32
	金属類			無色透明の袋 ^(注2)	3
	古紙（新聞、ダンボール、紙パック、雑誌類）	品目ごとに紙ひもで結束	—		
再生利用向け食品系廃棄物	プラスチック製容器等	排出者自ら運搬又は再生輸送業者が戸別収集	5社8台	1,289	
事業者の責務等	分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。				
	町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。				
	本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の受入基準に従うこと。				

注1…袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。注2…資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

ウ 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1	8:00～16:30	日曜、祝日および年末年始 【12/30(日)～1/3(木)】

※再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、変更となる場合がある。

エ 本市で収集・処理しないごみ

区 分	品 目 例
有害性のある物	バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物(注1)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン、廃油、塗料等
著しく悪臭を発する物	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク(100L超)、ボイラー、モーター(5kg超)、丸太、耐火金庫、ピアノ、鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パーソナルコンピューター(注2)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池、ボタン型電池
上記のほか、リサイクルルートが確立されている物	自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器等

注1…血液の付着したもの、注射針等の鋭利なもの、感染性を有するもの。

注2…使用済み小型家電の拠点回収に排出されたものを除く。

6 中間処理計画

(1) 溶融処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター溶融施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	460 t / 日	108,526t	埋立 3,150t

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥）を含む。

(2) 破碎・資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	10 t / 5 h	3,547t	溶融 2,868t
秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3	32 t / 5 h		

(3) 資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番 地1	空き缶 28 t / 5 h	4,771t	熔融 458t
		空きびん 36 t / 5 h		
		ペットボトル 10 t / 5 h		

(4) 水銀含有ごみ分別保管

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 水銀含有ごみ分別保管施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	0.2 t / 5 h	15t	—

(5) 資源化処理（民間施設）

施設名	廃棄物種類	処理計画量
日本製紙秋田サポート(株)ほか	古紙等	10,360t
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する 法律第11条で規定する認定事業者の施設	使用済み小型家電	11t
野村興産(株)イトムカ鉱業所	使用済み乾電池 水銀含有ごみ	25t
秋田協同清掃(株)七曲工場堆肥化施設	再生利用向け食品廃棄物	22t
(株)ナチュラルエナジージャパン秋田メタン 発酵ガス化バイオマス発電所	再生利用向け食品廃棄物	1,267t

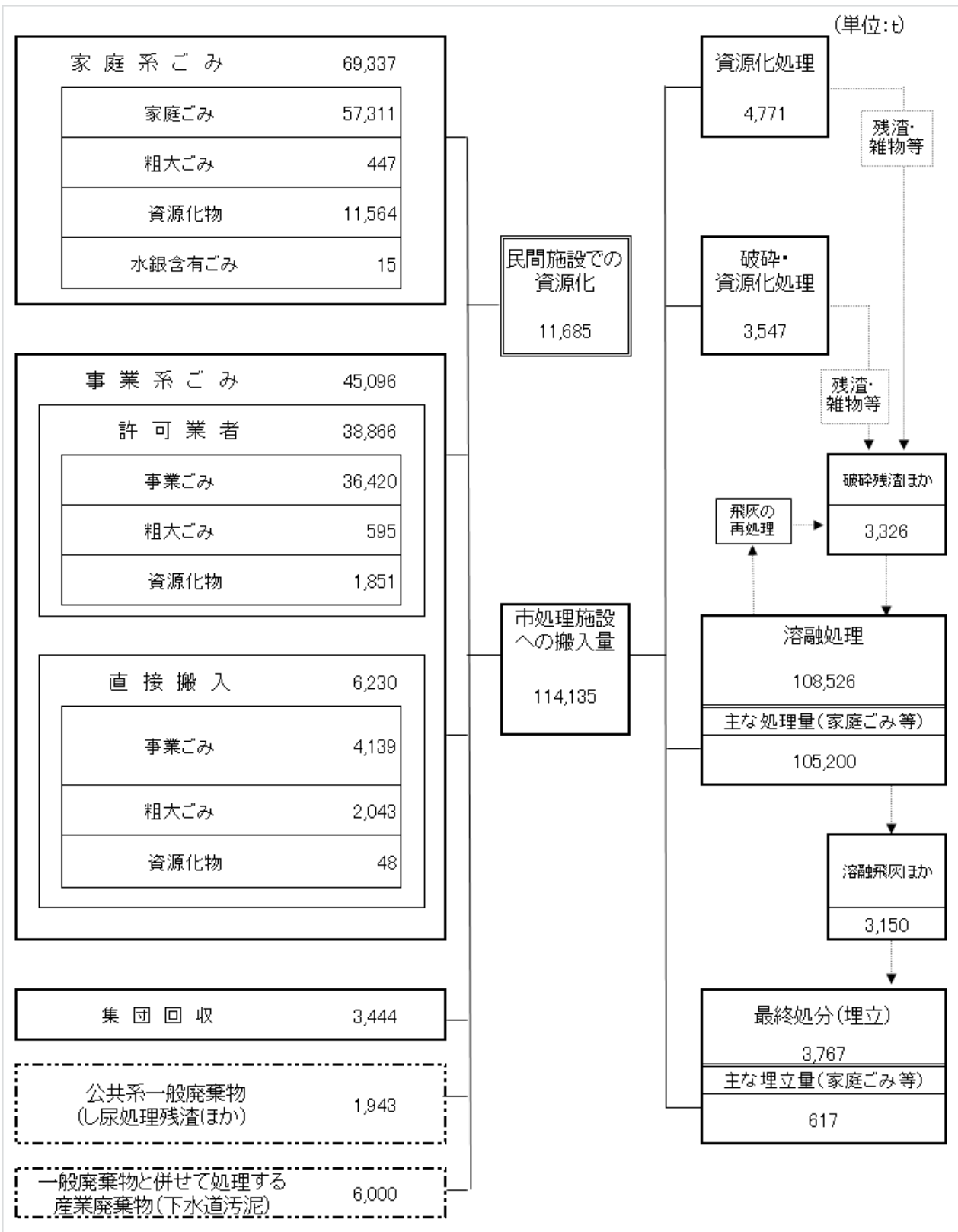
7 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m ³	3,767t	約181,900m ³ (29年度末)

8 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）

施設名	所在地
熔融施設 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3

(参考) ごみ処理計画フロー図



第2章 生活排水処理実施計画

1 実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

2 し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	15,975kl/年	44kl/日	37,000kl/年
浄化槽汚泥	21,025kl/年	58kl/日	

3 し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希釈放流方式	県	標準活性汚泥方式
浄化槽汚泥	許可業者				

4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 適正処理の推進

- ア し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的かつ適正に処理を行う。
- イ 浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

5 収集・運搬計画

(1) 収集区域の範囲

秋田市全域

(2) 収集方法

種類	収集方法	収集車両
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集	6社36台
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥収集運搬許可業者が戸別収集	6社36台

(3) 中間処理計画

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00～16:30	第2・第4土曜、日曜、 祝日および年末年始 【12/31(月)～1/3(木)】
処理方式	公称能力	処理計画量	汚泥排出量
固液分離・希釈放流方式	175k1/日	し尿 15,975k1 浄化槽汚泥 21,025k1	1,500t (秋田市総合環境センターで溶融処理)

※受入および休業日は変更となる場合がある。

(参考) 生活排水処理計画人口

区分	人口(人)
行政区域内人口	313,444
水洗化・生活雑排水処理人口	283,266
公共下水道	259,673
農業集落排水	9,074
浄化槽(合併処理)	14,519
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	17,241
非水洗化人口(くみ取り)	12,937

(平成29年3月31日現在)